

第66回憲法と平和を考えるつどい

ひらく

# 憲法9条で未来を拓く

## 資料集

日時：2009年5月3日（日）

10時00分～12時00分

場所：宮崎中央公民館3階大会議室

講師：小澤 隆一先生

（東京慈恵医科大学教授）

### 資料集目次

1. 講演レジュメ p. 1～p. 5
2. 変質する新田原基地 p. 6～p. 8
3. 高校生1万人憲法意識調査  
概要 p. 9
4. 高校生1万人憲法意識調査  
集計結果の詳細 p. 10～p. 30



主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和をまもる宮崎県連絡会



第66回憲法と平和を考えるつどい

# 憲法9条で未来を拓く

ひらく

## 資料集

日時：2009年5月3日（日）

10時00分～12時00分

場所：宮崎中央公民館3階大会議室

講師：小澤 隆一先生

（東京慈恵医科大学教授）

### 資料集目次

1. 講演レジュメ p. 1～p. 5
2. 変質する新田原基地 p. 6～p. 8
3. 高校生1万人憲法意識調査  
概要 p. 9
4. 高校生1万人憲法意識調査  
集計結果の詳細 p. 10～p. 30



主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和をまもる宮崎県連絡会

## 憲法9条で未来を拓く

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

### はじめに

- ・憲法9条を守ることで拓ける未来 そのために過去と現在を学ぶ
- ・過去の戦争をどう記憶にとどめ、現在の戦争（とその準備）をどうとらえ、21世紀の平和をいかに切り開いていくか

### 1. 憲法9条はどのようにして生まれたか

#### (1) 「1945年」－日本敗戦までの経緯

- 1945.2.14 近衛上奏（敗戦は必至 米英と交渉して戦争終結、国体護持を）
- 3.9 東京大空襲（-10）
  - 3.23 米軍、慶良間列島攻撃（沖縄戦開始 3.26座間味島住民約130人集団自決）
  - 4.1 米軍、沖縄本島上陸
  - 4.5 ソ連、日ソ中立条約の不延長を通告（ヤルタ会談45.2で米英に対日参戦約束）
  - 4.6 菊水特攻作戦開始（6.22まで）
  - 4.7 鈴木貫太郎内閣成立
  - 4.12 ルーズベルト米大統領、死去 副大統領トルーマン、大統領就任
  - 5.3 鈴木首相、ヒトラー自殺・ベルリン陥落の報を受けて「徹底抗戦」談話発表
  - 6.22 御前会議、ソ連あつせん和平方針決定
  - 6.23 沖縄守備軍の牛島満司令官自決 沖縄戦事実上の終結
  - 6.27 ソ連共産党・政府・軍、8月の日本攻撃を決定（「ヤルタ密約」実現のため）
  - 7.2 スティムソン米陸軍長官、天皇制存続を示唆するポツダム宣言素案作成（バーンズ米国務長官ら反発）
  - 7.16 米、原爆実験成功
  - 7.17 ポツダム会談（8.2まで）
  - 7.24 トルーマン、8月3日以降の原爆投下承認 スターリンに原爆開発を語る
  - 7.26 ポツダム宣言発表（天皇制存続を示唆する表現削除）
  - 7.28 鈴木首相による「ポツダム宣言黙殺談話」の報道
  - 7.29 ソ連、連合国によるソ連の対日参戦要請を要求
  - 8.6 広島への原爆投下
  - 8.8 ソ連、対日宣戦布告（8.18～9.5 千島・南樺太作戦）
  - 8.9 長崎への原爆投下
  - 8.14 御前会議、ポツダム宣言受諾を決定
  - 8.19 渡嘉敷島守備隊（赤松隊）、投降・武装解除（それまでの間に住民を処刑）

#### (2) 日本の敗戦が物語るもの

- ・戦争の過酷さ 戦うもの同士がその残酷さを競い合うかのような戦争
- ・政府の判断・決定を狂わす戦争 政府の方針・軍の作戦に翻弄され蹂躪される民衆

### (3) 憲法 9 条成立の意味

- ・「この世の地獄」の体験、「焼け野原」からの出発
- ①不戦の誓いー「もう二度と政府に戦争をさせない」
- ②くらしの再建ー「つらく苦しい時代はもうごめん」
- ③自由・民主主義の獲得ー「もう二度とだまされない」
- ・平和とくらし（労働・生活）の不可分性
- ・自由・民主主義と平和の一体性
- ・政府の義務としての不戦 そのための非武装

## 2. 憲法 9 条のいま

### (1) 最近の改憲論の特徴

- ・明文改憲と解釈改憲（政府解釈の変更）と立法改憲（派兵恒久法）という 3 つ手法
- ・焦点としての集団的自衛権／従来の政府（内閣法制局）解釈批判を前面に

### (2) 集団的自衛権をめぐって

#### ① 集団的自衛権とは？

「国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力行使を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」1981 年 5 月 29 日稲葉誠一衆院議員提出の質問主意書に対する答弁書 政府統一見解

#### ② 国連憲章 51 条は個別的・集団的自衛権を「固有の権利」と規定しているが…

#### ③ 軍事同盟の根拠となってきた集団的自衛権

実際に行使したケースは、ベトナム戦争、チェコ事件、ニカラグア介入など…

### (3) 集団的自衛権容認論がねらうもの

#### ① 弾道ミサイル防衛（BMD）ー米本土に向かうミサイルの撃墜

#### ② 公海上で自衛隊の艦艇とともにいる米軍艦艇の防衛

#### ③ イラクで活動している英豪軍が襲われた際の救出

米軍と自衛隊の共同作戦体制の完成、とくに自衛隊の海外派兵の全面展開

### (4) 現代アメリカの戦争への加担がもつ意味

- ・なぜアメリカは戦争をするのか？ その最も基底的な事実ー自国内ではしない

### <しばしの道草>ーアメリカにとっての南北戦争（1861-65）

- ・「総力戦」の先駆としての南北戦争

武器の発達 機関銃（ジョン・エリス（越智道雄訳）『機関銃の社会史』平凡社・2008）

軍事動員 徴兵 「消耗品」としての兵士（同上）

殲滅作戦 シャーマン軍によるアトランタ焼尽、食糧徴発と施設破壊の大進撃

（南部の戦死者 26 万人は白人人口の 5%、白人成人男性の 20%、従軍した者の 1/3）

- ・「南北戦争は、アメリカ史上今日に至るまでアメリカ国民が経験した最大の戦争」

（本間長世『正義のリーダーシップ リンカンと南北戦争の時代』NTT出版・2004）

- ・南部にとっての「戦争の記憶」

「誇り高き騎士的『南部』」の「卑劣な物質的『北部』」に対する敗北  
W・シヴェルブシュ（福本義憲ほか訳）『敗北の文化 敗戦トラウマ・回復・再生』（法政大学出版局・2007）

- ・不徹底な奴隷解放（人種隔離制度の整備）と非合法的な暴力の横行（KKKなど）  
（人種差別撤廃は1960年代まで持ち越す）

・現代アメリカの戦争の特徴－日本が加担を強めようとしている戦争の本質をつかもう

- ①戦闘の短さ その後の復興の遅さ、混乱の長さ
  - ②被害の絶対的な不均等
  - ③圧倒的な軍事力、軍事基地網
  - ④殴り込み能力を強化するための「米軍再編」（グアム移転・座間への司令部移転など）
- ・「日米安保＝世界で一番危険な軍事同盟」廃棄の意義

#### (5) 危険な自衛隊派兵恒久法案

- ・「一体化」論を批判しその放棄を求める安保法制懇報告
  - ・自民党国防部会防衛政策小委員会「国際平和協力法案」（いわゆる石破私案）
- ①国連安保理の決議がない場合（国連加盟国等が要請する場合や我が国が特に必要と認める事態の場合）でも自衛隊は「国際平和協力活動」を実施
  - ②自衛隊の実施する活動に「安全確保活動」、「警護活動」を追加
  - ③武器の使用を、「権限行使への妨害防止」、「各活動の実施に対する抵抗の抑止」の場合にも拡大、暴動鎮圧・武装集団の鎮圧のための危害射撃も可能に
  - ④いわゆる「交戦規則」（部隊行動基準）に該当する規定を盛り込む

#### (6) 「既成事実」づくりとしての海賊対策自衛隊派遣 海賊対策法案

- ・「任務遂行のための武器使用」の頭出し

### 3. 憲法9条の展望－イラク自衛隊違憲名古屋高裁判決の意義－

#### (1) 現代の戦争の実態にせまる－イラク戦争の実態を具体的に把握

- ①大義名なき有志連合軍による攻撃 嘘の大量破壊兵器疑惑
- ②ファルージャでの戦闘における残虐兵器の使用、大量の民間人の被害
- ③2007年になっても終わらない戦闘

<判決より引用>

「2003（平成15）年5月になされたブッシュ大統領による主要な戦闘終結宣言の後にも、アメリカ軍を中心とする多国籍軍は、ファルージャ、バグダッド、ラマディ等の各都市において、多数の兵員を動員して、時に強力な爆弾、化学兵器、残虐兵器等を用い、あるいは戦闘機で激しい空爆を繰り返すなどして、武装勢力の掃討作戦を繰り返し行い、武装勢力の側も、時としてこれに匹敵する強力な兵器を用い、あるいは相応の武器を用いて応戦し、その結果、双方に多数の死者が出るなどしてきているのみならず、子どもたちを含む民間人を多数死傷させ、民家を破壊し、都市機能を失わせ、多数の者が難民となって近隣諸国へ流出することを余儀なくさせるなどの重大かつ深刻な被害を生じさせているものである」。

## (2) 名古屋判決が語る平和的生存権の特徴

### ① 多様で幅の広い権利である平和的生存権

- ・ 平和それ自体の多様性・包括性

### ② 基底的权利であり、憲法上の権利である平和的生存権

- ・ 憲法前文の法規範性

### ③ 複合的権利であり、具体的権利である平和的生存権

- ・ およそすべての権利にも見られる複合的権利性

### ④ 平和的生存権の具体的権利性の例－自由権的様態の侵害事例とその裁判的救済可能性

< 判決より引用 >

・ 「例えば、憲法 9 条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また憲法 9 条に違反する戦争の遂行への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な様態の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある」。

- ・ 戦争行為による人的・物的被害の回避ないし救済
- ・ 戦争目的のいわゆる徴兵・徴用・徴発・収用の禁止
- ・ 軍事施設の周辺での人的・物的被害の補償やその原因行為の差し止め
- ・ 戦争遂行への加担・協力を拒否した場合の不利益取り扱いの禁止なども読み取れる

## (3) 政府の憲法解釈の歪みを浮きぼりに

- ・ この間の政府の憲法解釈

### ① 「他国の武力行使と一体化しない」－いわゆる「一体化」論

「多国籍軍への我が国の関与については、多国籍軍の武力行使と一体とならないような協力であれば憲法上は許される。」（1992. 12. 8 加藤紘一内閣官房長官の答弁）

### ② 「武力行使」と「武器使用」の区別論－PKO協力法（1992年）

「『武力の行使』とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいい、…『武器の使用』とは、火器、火薬類、刀剣等その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置をその物の本来の用法に従って用いること。」

< 自然権的権利としての最小限の武器使用 >

「憲法 9 条 1 項の『武力の行使』は、『武器の使用』を含む実力の行使に係る概念であるが、『武器の使用』が、すべて同項の禁止する『武力の行使』に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然的権利というべきものであるから、そのために必要最小限の『武器の使用』は、憲法 9 条 1 項で禁止された『武力の行使』に当たらない」（1991. 9. 27 衆院 PKO 特別委における政府統一見解）参考 PKO 協力法 24 条 警職法 7 条

- ・実質的に否定された「(他国の) 武力行使と一体化しない」論

<判決より引用>

- ・航空自衛隊のイラクでの空輸活動は、「それ自体は武力の行使に該当しないものであるとしても」、「多国籍軍との密接な連携の下で、多国籍軍と武装勢力との間で戦闘行為がなされている地域と地理的に近接した場所において、対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定期的かつ確実に輸送しているものである」

#### (4) 財界の改憲構想

- ・2005. 01. 18 日本経団連「わが国の基本問題を考える」－ 9 条・ 9 6 条改憲を優先せよ
- ・2003. 01 日本経団連 奥田ビジョン
- ①「メイド・イン・ジャパン」から「メイド・バイ・ジャパン」へ
- ②法人税減税と消費税増税（→年金財源に）
- ③教育改革・大学改革→技術革新で国際競争力強化
- ④東アジア自由経済圏構想
- ⑤武器輸出 3 原則の緩和－米とミサイル防衛共同開発
- ⑥「政策」本意の政党政治のための企業献金あっせん再開（政治買収の強化）
- ・この路線に私たちの未来を託してよいか？

#### むすびにかえて－私たちはどういう社会をめざすのか

- ・自由・福祉・平和・民主主義が花開く社会
- ・憲法 9 条が創り出すアジアと世界の平和

#### <参考文献>

- ・小沢隆一『はじめて学ぶ日本国憲法』（大月書店・2005年）
- ・同ほか『クローズアップ憲法』（法律文化社・2008年）

# 変質する

## 新田原基地

上

宮崎県の航空自衛隊・新田原(にゅうたはる)基地(新富町)がいま、米軍仕様に姿えられようとしています。二月には同基地で四回目となる米軍再編にともなう日米共同訓練が進行され、「新田原が米軍基地化するのではないか」と不安の声が広がっています。何が起きているのか。(竹原東吾)

## 眠れない

「はらわたまで震える音に、妻は『眠れないがねえ』『お父さんなんとかしてえ』と半狂乱だった…。矢野敏朗さん(元)高崎町は妻・ウメ子さんを昨年五月に亡くしました。

二十数年来、週三回の人工透析を受けていたウメ子さんは、午前の透析後に自宅のソファで体を休め、睡眠をとるのが日課でした。

その安眠の静寂を切り裂いたのが戦闘機の爆音です。「以前はもともと南側を飛んでいたのに、北側に移ってきた。矢野さんによれば、ウメ子さんが亡くなるしばらく前から、自宅上空を海側に抜けていく戦闘機が明らかに増えていたといいます。

「妻が眠れない。なんとかしてほしい」。矢野さんは飛行経路変更に疑いを持ち、その改善を求めるため

場に通知してある」

同時期、「医者からは『妻の脈拍が異常だ』と言われていましたと、繰り返して涙をぬぐう矢野さん。「でも、精密検査をする前日に、コロッといっちゃった…。死亡と爆音との因果関係は不明です。それで



に新田原基地に電話をかけました。対応した言葉らない担当者は、こう言い放ちました。「そのことなら役

米軍機訓練の移転 米軍再編で、米軍機訓練の一部を、嘉手納(沖縄)、三沢(青森)、岩国(山口)の三つの米軍基地から、千歳(北海道)、百里(茨城)、小松(石川)、築城(福岡)、新田原(宮崎)の自衛隊基地と三沢の合計六つの基地に移転して訓練を実施することを、日米両政府は決めていました。



「やっぱり平和なまや」——ウメ子さんの遺影とともに語る矢野さん

## 米軍基地化の不安

# 静寂を切り裂く爆音



も「屋根を揺るがすような騒音だ。どうしても死に結びつけざるをえない」。

新富町役場の調べでは、新田原基地の「騒音と飛行回数状況」は二〇〇七年度、二万六千回余り。築城基地（福岡県）は一万回余、千歳基地（北海道）は一万二千回余、小松基地（石川県）は一万四千回余、百里基地（茨城県）は一万二千回余。米軍再纏にともなう日米共同訓練が行われる他の基地と比べても、突出しています。

新田原では共同訓練の実施で、約二千回回の離着陸

が増えるとの試算もあります。

「日米共同訓練は絶対に反対だ。高鍋町で旧社会党の町議を三期つとめた矢野さんは、「平和な世の中にするので基地はいずれ無用の長物になっていく。平和でなまき」とらえ、その遺影に語りかけるように話しました。

いま、その願いを踏みにじる事態が新田原基地で進んでいます。

## 共同訓練

四回巨となった今年二月



燃料を漏らしながら着陸する事故を起こした米軍のF15戦闘機。2月28日、宮崎県新富町

二十三日から二十七日まで行われた日米共同訓練。八十人の米兵のうち、六十人が基地外に宿泊しました。

吉田貴行町議によれば、米兵の基地外宿泊は「初めて」。住民には知られず、これについて防衛省は「米側の要請で公表してほしい」とのことだった。一般的に米兵はテロに狙われる危険性がある」と説明します。

訓練初日の二十三日午前、沖縄・嘉手納基地から飛来した米F15戦闘機が着陸直前に燃料漏れ事故を起こしました。米軍からの事故原因の説明はいまだにありません。

ところが、基地の広報紙「新田原」（三月十五日付）によれば同夜、「親善パーティーが開かれ、米兵ら十四人は、新富町長、町議らとともに「大いに親睦（しんぼく）を深め」ています。

二十六日には基地近くの保育園で米兵ら十六人が、園児たちと追いかっこをするなどして「交流」。同町基地対策課は、これも「初めて」といいます。

基地近くの新田に在住する、宮崎県平和委員会理事の岩元勝也さん（65）は一連の米軍の動きについて、「スマートな米兵というイメージで（住民のなか）入ってきて、そのうち常駐するのではないかと危惧しています。」

（つづ）

# 変質する

## 新田原基地

下

「米軍の常駐化」…。そんな住民の不安をあおるような事態が進行していきま

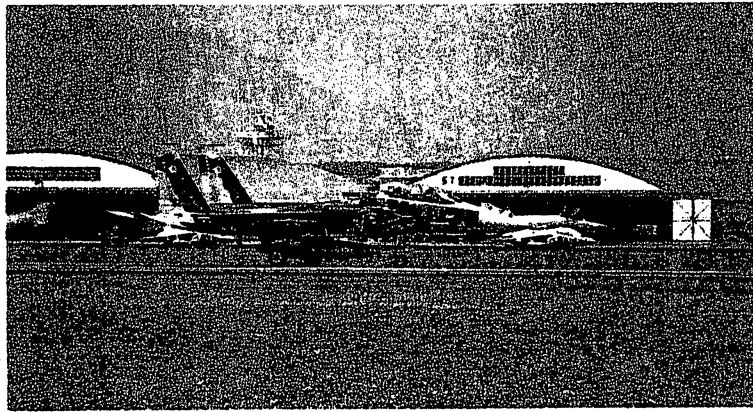
す。宮崎県の新田原基地では二〇〇九年度から、宿舎や食堂・厨房などの建設が予定されています。

### 「米軍専用」

新田原基地対策課によると、宿舎は四階建て、二百人程度が利用可能な施設です。「米軍が使っていないときに、自衛隊が使う」と同課担当者（というもので、利用主体は明らかに米軍です。日本共産党の吉田貴行

### 滑走路の補強

# 大規模訓練に対応



「米軍基地」化が進む新田原基地（手前はF15戦闘機）

十四日間実施する訓練のこと。これまで新田原基地での共同訓練はより小規模な訓練（タイプ1）だけでした。滑走路を補強し、より大規模な訓練に対応できるようになり、明らかに基

地機能の拡張です。補強工事中にも、戦闘機での共同訓練はより小規模の離着陸を可能にするべく、本滑走路の南側に平行して「仮」の滑走路を建設し、より大規模な訓練に対応できるようになり、明らかに基

は「運用しない」としてはいますが、一方で撤去もしないといわれています。結局、恒久的な滑走路が二本つくられることになり、「離陸と着陸で使い分けの可能性」（吉田町議）すら懸念されます。

### アセス拒否

「仮」滑走路建設が環境に与える影響もまた、深刻です。

新田原基地は高台に位置し、基地内から雨水が周囲の住宅や畑などに流出するため、排水対策が以前から問題になっています。

「仮」滑走路ができるよう、雨水の浸透がさらに悪くなることで、流出量が増えることが当然予想されます。補強される本滑走路はかさ上げされるため、流量増加はますます確実です。

九州防衛局は複数の調整池を造るなどして排水対策を行うとしています。しかし、「仮」滑走路が地下水脈に及ぼす影響など、さまざま環境変化も懸念されます。二千五百以上の滑走路の設置や新設にあたっては、環境影響評価法による環境アセスメントが義務付けられています。防衛省はかたくなにこれを拒否。」「仮」滑走路は「滑走路の位置の変更であって、アセスの対象となる」設置や延長ではない」との詭弁を弄しています。

九州防衛局は複数の調整

（おわり）

# 全国12,286名の高校生が参加した「高校生1万人憲法意識調査」の結果とまとめを発表しました

2008年度

日高教は4月23日、昨年11月に全国148の公立高校で、12,286名の高校生の協力をえて実施した「高校生1万人憲法意識調査」の結果とまとめを記者発表しました。この調査は、1977年に第1回調査を実施し今回で8回目となります。2004年度の前回調査と比較しても、憲法9条に対する高校生のとらえ方も大きく変わっています。自民党が改憲案を発表し、内閣が公然と改憲を唱える状況で、「憲法9条が危ない」という世論を高校生も敏感に感じとっています。5月3日、62回目の憲法記念日を前に、高校生・青年とともに憲法と日本の未来を考える機会にしましょう

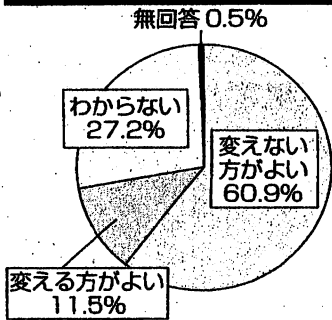
## 高校生1万人憲法意識調査



しんぶん赤旗 2009年04月27日

# 「9条守る」高校生の6割

### 憲法9条をどう考えますか



日本高等学校教職員組合（日高教）が「高校生1万人憲法意識調査」をまとめました。60・9%の高校生が「憲法9条を変えない方がよい」と回答しています。

二十七道府県四政令市百四十八校の生徒、約二万二千三百人から回答を得ました。

「憲法9条を変える方がよい」は11・5%、「わからない」は27・2%でした。「変えない方がよい」は、前回調査（二〇〇四年度）の43・9%から急増。「変える方がよい」は11%のまま変化ありませんでした。

「変えない方がよい」理由として「戦争への道を開

## 前回比17ポイントアップ 日高教調査

くおそれがあるから」（78・2%）が最も多く、その他で「他国の戦争にまきこまれるおそれがあるから」との記述もありました。

イラクへの自衛隊派遣について賛否をたずねると「反対」が37・6%、「賛成」が23・8%でした。「賛成」の理由は「人道的復興支援だから」が78・7%、「反対」の理由は「国連中心の復興支援に切り替えるべきだから」が35・1%で最多でした。

日高教の春名公宏書記長は「前回調査から9条を変えないことについて『わからない』が16・1ポイント減少し、変えない方がよいが急増した。高校生はイラク戦争の報道や9条の会の活動などを肌で感じ、平和への意識を高めていることがわかる」と話しました。

調査結果について一橋大学の渡辺治教授が「九条改憲反対の増加は社会全体の動向とも共通していると同時に高校の憲法教育の影響も反映していると推定される」とコメントを寄せています。

# 「2008年度高校生1万人憲法意識調査」集計結果

日高教（日本高等学校教職員組合）

## 1 調査の概要

### 1 調査の目的

憲法や現代社会への高校生の意識調査によって、高校生が社会や政治、文化、自然など自分たちを取り巻く環境に対してどのような認識や思いを持っているかを明らかにし、私たち教職員の教育実践上の課題を明らかにする。

### 2 調査方法

全国の高校生・障害児学校高等部生を対象にして、日高教加盟組織を通して各学校に協力を依頼しました。結果、27道府県4政令市148校、12,286人の高校生・高等部生から回答が寄せられました。なお、今回初めて障害児学校高等部の生徒も参加しました。内訳は以下のとおりです。

○課程別 全日制 9,904人 定時制 1,243人 障害児学校 39人 不明 1,100人

○学年別 1年 3,784人 2年 3,721人 3年 3,849人 4年 209人 不明 723人

○性別 男 6,171人 女 6,095人 不明 20人

### 3 調査時期

2008年11月1日～28日

### 4. 調査・集計方法

- ①各学校では教職員が生徒に協力を依頼し、個々の生徒が放課後あるいは家庭等で回答用紙に記入。
- ②集計に関しては、設問間で矛盾すると思われる回答も、原則として記述どおりに入力しました。
- ③単数回答の設問で複数回答している場合は、無回答として扱いました。
- ④複数回答の設問は、制限にかかわらずすべて入力しました。
- ⑤記述の欄はできる限り原文のまま入力しました。方言や分かりにくい表現、冗舌な言い回しなどは、原文の趣旨を変えないことを原則に、入力者の判断で一部省略・変更したところがあります。

### 5 アンケート作成にあたって

日高教は、1977年度以来、1982年度、1987年度、1992年度、1996年度、2000年度、2004年度とこれまで7回の調査を実施してきました。今回のアンケートの作成にあたっては、初回調査にもかかわってくださった渡辺治氏(一橋大学)からのアドバイスもいただきました。

高校生の意識の変化をみるために、過去の調査項目に関しては可能な限り同じものとししました。また、近年、焦点となっている改憲、ワーキングプア、不安定雇用、授業料未払いなどについての高校生の意識を探るために新たな項目も設けました。

憲法をどの程度読んでいるかについての基本設問Bは、2004年度から若干変更しました。

次に、これまでとできるだけ同じ設問にしたのは、Q1:第9条を変えることについて(選択理由の選択肢は新設)、Q4:自衛隊と第9条について(選択理由の選択肢は新設)、Q5:自衛隊の海外派遣について、Q6:徴兵制について、Q7:三原則について、Q8:第11条の基本的な人権について、Q9:第14条の法の下での平等について、Q12:第26条の教育を受ける権利について、Q14:第26条の勤労権について、Q16:社会への満足度について、Q17:18歳選挙権について、Q21:今後の社会についてです。

また、新設または、大きく変更した設問は、Q2:第9条と平和との関係について、Q3:平和的生存権について、Q10:第25条の生存権についての選択肢、Q11:ワーキング・プアについて、Q13:授業料未払いについて、Q15:不安定雇用について、Q18:国民投票について、Q19:憲法の役割について、Q20:日本国憲法を変えることについてなどです。



## II 調査結果について

<表中の単位がない数字は、原則として%>

### 1 高校生の約95%が、憲法を学んでいる

基本設問 B では、憲法をどの程度読んだことがあるかをたずねました。2004 年以降、選択肢を変えたため、単純な比較はできませんが、憲法を「読んだことがない」が増える傾向がみられ、今回 20%を超える結果となりました。

基本設問 C は、2004 年から設けたものであり、憲法を初めて学んだ時期をたずねています。約 30%が小学校、約 60%が中学校という傾向は変わっていません。「学んだことがない」も前回と同様、4%台で、全体としてほとんど変化はないといえます。高校生の 95.4%がなんらかの形で憲法を学んでいることを自覚しています。

補問では、学んだ機会をたずねました。社会科の授業が 85.7%で圧倒的でした。

基本設問 B:あなたは憲法の条文をどの程度読んだことがありますか。					
	何回も 読んだ	一通り 読んだ	一部 読んだ	読んだこ とがない	無回答
1977 年	2.5	10.5	70.5	16.6	
1982 年	3.4	12.7	70.3	13.6	
1987 年	3.6	14.5	69.8	12.1	
1992 年	3.3	12.8	70.7	13.2	
1996 年	2.2	9.1	69.8	18.8	0.1
2000 年	4.5	15.1	62.7	17.5	0.1
		全文 読んだ	いくつか 読んだ	まったく 読んだこ とがない	
2004 年		2.4	78.2	19.2	0.2
2008 年		2.3	76.5	21.1	0.1

基本設問 C:あなたが初めて憲法を学んだのはいつですか。					
	小学校	中学校	高校	学んだこ とがない	無回答
2004 年	29.4	62.9	2.8	4.6	
2008 年	30.6	60.9	3.9	4.1	0.5

基本設問 C:補問(「小学校」「中学校」「高校」と答えた人に) それはどんな機会でしたか。 ※分母 11,718 人		
社会科(公民・地歴)の授業	85.7	10,044 人
社会科(公民・地歴)以外の授業	3.4	399 人
特別活動(HR 等)	1.6	189 人
学校以外	2.2	261 人
無回答	7.0	825 人

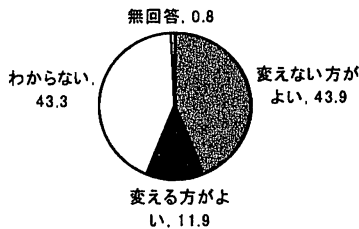
## 2 高校生は9条を生かした平和な社会を求めている

今回の調査で一番の特徴は、Q1「憲法9条をどう考えますか」に対する回答が大きく変化したこと。前回2004年からこの設問を設けました。「変えない方がよい」は前回の43.9%から急増して、今回60.9%になり、「変える方がよい」11.5%の5倍を超える結果となりました。「変える方がよい」は11%台のまま変化がありません。結果として、「わからない」が減った分だけ「変

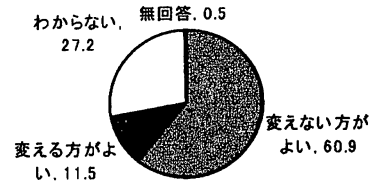
Q1：近年、憲法9条をめぐって議論が起きています。あなたは、どう考えますか。

変えない方がよい	60.9	7,482人
変える方がよい	11.5	1,408人
わからない	27.2	3,340人
無回答	0.5	56人

憲法9条をどう考えますか(2004年)



憲法9条をどう考えますか(2008年)



えない方がよい」が増えたこととなります。基本設問B・Cではほとんど変化がないことから、高校生のこの意識の変化は大変大きいといえるでしょう。

「変えない方がよい」を選択した7,482人のうち、5,476人(73.2%)が「戦争への道を開くおそれがあるから」をその理由にあげています。「その他」の記述からも「他国の戦争にまきこまれるおそれがあるから」など、9条を変えると戦争につながるという強い警戒感をもっていることがうかがえます。

「変える方がよい」を選択した1,408人のうち、610人(43.3%)が「今の憲法では対応できない新たな国際的問題が生じているから」、449人(31.9%)が「国の自衛権を明記し、自衛隊の存在を明文化するため」をその理由にあげています。「その他」の理由で記述回答している114人のうち48人が自衛権をもつなどの意見を述べています。それとは正反対に114人中19人が自衛隊を廃止するために憲法を「変えた方がよい」という意見をのべています。

Q1：補問(「変えない方がよい」と答えた人に)  
それはどうしてですか。 ※分母 7,482人

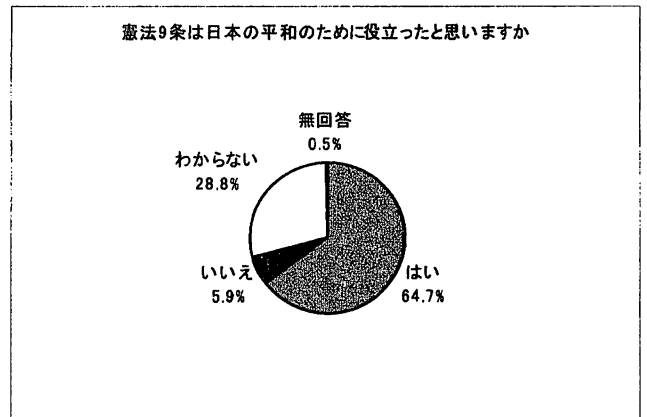
憲法9条は、世界に誇るものだから	14.0	1,050人
憲法9条を変えると、戦争への道を開くおそれがあるから	73.2	5,476人
憲法9条を変えると、海外で武力行使するおそれがあるから	6.3	475人
その他(記述)	2.6	196人
無回答	3.8	285人

Q1：補問(「変える方がよい」と答えた人に)  
それはどうしてですか。 ※分母 1,408人

国の自衛権を明記し、自衛隊の存在を明文化するため	31.9	449人
今の憲法では対応できない新たな国際的問題が生じているから	43.3	610人
その他(記述)	8.1	114人
無回答	16.7	235人

高校生が憲法 9 条を生かした社会を求めていることは、Q2「憲法 9 条は戦後の日本の平和のために役立ったと思いますか」に対して 64.7%が「はい」と回答していることからもうかがうことができます。

Q2:憲法 9 条は戦後の日本の平和のために役立ったと思いますか。		
はい	64.7	7,955 人
いいえ	5.9	727 人
わからない	28.8	3,540 人
無回答	0.5	64 人



Q3「戦後、日本人が海外で軍隊によって一人も殺さず、殺されなかった理由は何だと思いますか」(複数回答)に対して、42.2%が「日本国憲法があるから」と答えています。これは、「日米安全保障条約があるから」より多い数字です。日本人の命を守ることに関するこの設問で、自衛隊をあげた生徒は 9.2%にとどまっています。

なお、「日本国憲法があるから」と「日米安全保障条約があるから」の両方を選択している生徒は、1,553 人 12.6%です。

Q3:戦後、日本人が海外で軍隊によって一人も殺さず、殺されなかった理由は何だと思いますか。＜複数選択可＞		
日本国憲法があるから	42.2	5,187 人
世界の国々と平和・信頼の関係が築かれているから	31.0	3,812 人
平和を求める運動があるから	31.9	3,923 人
自衛隊があるから	9.2	1,113 人
日米安全保障条約があるから	37.0	4,551 人
その他	4.1	509 人
無回答	4.1	509 人

### 3 高校生は、自衛隊について判断に迷っている

高校生は、憲法 9 条を生かした平和な社会を求めつつも、現実に存在している自衛隊をどうみているのでしょうか。

Q4 の「現在の自衛隊は、憲法 9 条に違反すると思いますか」に対する今回の結果は、調査史上初めて、「違反しない」が 24.8%で「違反する」の 19.3%を上回りました。

「どちらでもない」33.7%と「わからない」21.7%をあわせると 55.4%にもなります。全体として、高校生は自衛隊について判断に迷っているといえます。

Q4:自衛隊は、憲法 9 条に違反すると思いますか。					
	違反する	違反しない	どちらでもない	わからない	無回答
1977 年	29.7	18.3	34.9	17.1	
1982 年	32.7	18.2	33.3	15.8	
1987 年	38.1	11.8	32.5	17.6	
1992 年	35.4	14.6	34.8	15.2	
1996 年	24.9	19.1	35.6	20.3	
2000 年	21.7	17.9	39.8	20.4	1.3
2004 年	25.7	22.8	32.2	18.9	0.4
2008 年	19.3	24.8	33.7	21.7	0.6

「違反する」と答えた人に理由をたずねました。「『自衛』のための戦力を超えているから」と「自衛隊が海外に派遣されているから」がどちらも 4 割台でした。憲法の条文を判断の理由にしている人は 3 割にとどまっています。

また、「違反しない」と答えた人への補問では、約 6 割が「自衛隊は、防衛のための組織であり、戦力にあたらぬ」と答えています。

「違反する」「違反しない」というどちらでも判断の理由を現在の自衛隊の実態に求めています。

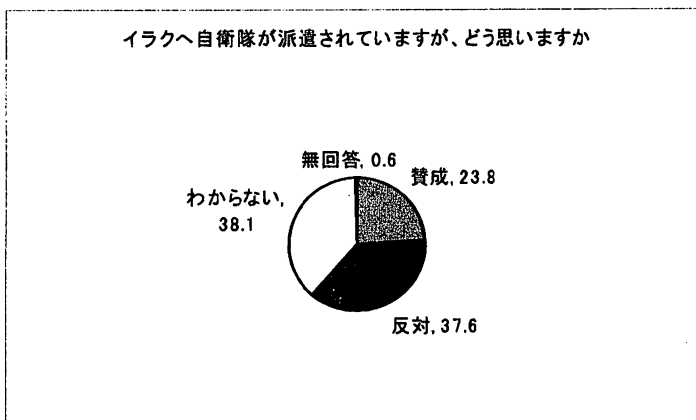
Q4 補問: (「違反する」と答えた人に)それはどうしてですか。 <複数選択可> ※分母 2,366 人		
憲法 9 条の条文があるから	29.5	697 人
「自衛」のための戦力を超えているから	44.4	1,051 人
自衛隊が海外に派遣されているから	42.1	996 人
その他	5.0	119 人
無回答	6.1	145 人
Q4 補問 (「違反しない」と答えた人に)それはどうしてですか。 <複数選択可> ※分母 3,047 人		
日本にも自衛権があり、自衛隊をもつことは当然だから	30.2	919 人
自衛隊は、防衛のための組織であり、戦力にはあたらぬから	59.7	1,819 人
戦争行為に関わっていないから	23.2	708 人
その他	2.7	81 人
無回答	8.5	258 人



Q5では具体的にイラクへの自衛隊の派遣についての賛否をたずねています。「反対」の方が「賛成」より13.8ポイント多い結果でした。しかし、「わからない」が38.1%と最も多いことが気になります。

前回2004年に比べて「反対」、「賛成」ともに、それぞれ7ポイント、0.5ポイント減少する一方、「わからない」が7.9ポイント増加しています。

Q5:イラクへ自衛隊が派遣されていますが、どう思いますか。		
賛成	23.8	2,922人
反対	37.6	4,617人
わからない	38.1	4,677人
無回答	0.6	70人



補問で「賛成」の人2,922人に理由をたずねていますが、「人道的復興支援」が78.7%と前回同様、圧倒的です。

また、「反対」の理由は、「国連中心の復興支援に切り替えるべき」が35.1%で最も多く、前回最も多かった「イラクの人々の反感をかってているから」という理由を上回りました。「自衛隊の海外派兵は憲法違反」が26.3%で、前回から微増しています。

Q5 補問:(「賛成」と答えた人に)それはどうしてですか。 <複数選択可> ※分母 2,922人		
人道的復興支援だから	78.7	2,300人
同盟国アメリカに協力すべきだから	17.3	505人
その他	3.5	101人
無回答	6.8	199人

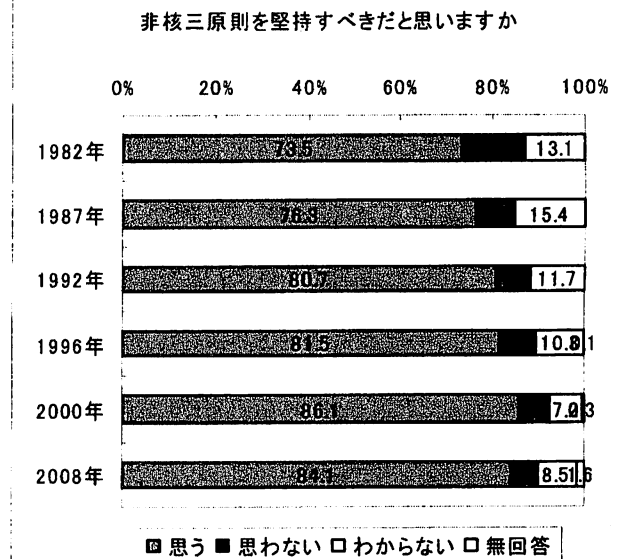
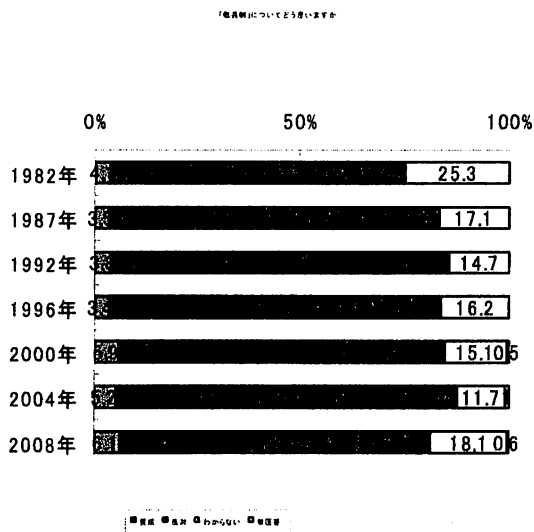
Q5 補問:(「反対」と答えた人に)それはどうしてですか。 <複数選択可> ※分母 4,617人		
イラクを悲惨な状況にして、イラクの人々の反感をかってているから	29.8	1,377人
国際法に従って国連中心の復興支援に切り替えるべきだから	35.1	1,619人
自衛隊の海外派兵は憲法違反だから	26.3	1,213人
その他	11.4	526人
無回答	10.6	490人

#### 4 高校生は、一貫して「徴兵制」・「核兵器」には、ノー

Q6の徴兵制については、1977年度調査以来、一貫して「反対」が70～80%台で圧倒的多数を占めています。Q7の「非核三原則」についても「堅持すべきだと思う」が70～80%台で圧倒的に支持されています。日高教が30年近く続けている調査でこのふたつの項目については、一貫した結果がでています。特に、他の質問では「わからない」が20～40%台になる傾向がある中、非核三原則については「わからない」が1ケタ台の8.5%であること、憲法を「全く読んだことがない」グループも「わからない」が10%台であることが特徴です。

Q6:「徴兵制」についてどう思いますか。				
	賛成	反対	わからない	無回答
1982年	4.1	70.6	25.3	
1987年	3.5	79.4	17.1	
1992年	3.8	81.5	14.7	
1996年	3.4	80.2	16.2	
2000年	5.9	78.5	15.1	0.5
2004年	5.2	82.0	11.7	1.0
2008年	6.1	75.3	18.1	0.6

Q7:非核三原則を堅持すべきだと思いますか。				
	思う	思わない	わからない	無回答
1982年	73.5	13.4	13.1	
1987年	76.3	8.3	15.4	
1992年	80.7	7.7	11.7	
1996年	81.5	8.0	10.3	0.1
2000年	86.1	6.4	7.2	0.3
2008年	84.1	5.8	8.5	1.6



## 5 高校生は、基本的人権が「尊重されていない」と感じている

Q8 では第 11 条の基本的人権についてたずねました。「保障されている」と答えた生徒は、1980 年代にいったん 10%を超えたものの、調査以来ずっと 2 割に達していません。また、1992 年から選択肢が若干変わっていますが、「されていない部分もある」と「全く尊重されていない」を合わせた割合が 6 割～8 割で推移しています。

Q8:現実に基本的人権が尊重されていると思いますか。				
	尊重されている	あまり尊重されていない	まったく尊重されていない	わからない
1977 年	8.8	66.9	13.1	11.2
1982 年	13.4	62.1	9.4	15.1
1987 年	11.7	57.9	9.0	21.4
	尊重されている	されていない部分がある	まったく尊重されていない	わからない
1992 年	6.6	73.5	5.9	14.0
1996 年	3.4	76.3	7.8	12.0
2000 年	3.9	71.2	9.4	15.2
2004 年	18.2	51.8	4.9	24.4
2008 年	15.6	59.5	4.9	19.5

補問では、どんなところで尊重されていないかをとずねました。「生活する環境」が 58.1%と最も多いですが、その内容を検討する必要があります。また、「学校」が 35.8%という結果も重く受け止める必要があります。

全体として、多くの高校生が基本的人権についてじゅうぶんに保障されていないと感じているといえます。

Q8 補問:「されていない部分がある」「まったく尊重されていない」と答えた人にそれは、どんなところで思いましたか。 <複数選択可> ※分母 7,908 人		
学校	35.8	2,828 人
職場	40.5	3,199 人
生活する環境	58.1	4,595 人
外国人への対応	41.4	3,277 人
その他	5.5	433 人
無回答	3.4	269 人

Q9 では、第 14 条の法の下での平等に関して「差別」についてたずねました。「まだいろいろな差別がたくさん残っている」の結果は大きく変動しています。今回、「まだまだひどく残っている」は、15.1%と過去の結果と比べて激減していますが、「まだいくらか残っている」が 63.2%に激増しています。このふたつをあわせると 8 割近くになります。多くの高校生が何らかの差別が残っていると考えていることがわかります。

Q9:今の日本において差別が残っていると思いますか。					
	まだいろいろな差別がたくさん残っている	若干の差別は残っている	差別はもうほとんど残っていない	わからない	無回答
1977 年	47.3	42.1	5.0	5.6	
1982 年	36.2	50.6	6.1	7.1	
1987 年	30.7	50.8	7.7	10.8	
1992 年	58.5	31.1	3.6	6.8	
1996 年	70.0	20.9	2.6	6.3	
2000 年	59.4	29.6	2.3	8.3	
	まだまだひどく残っている	まだいくらか残っている	もうほとんど見られない	わからない	
2008 年	15.1	63.2	10.4	10.9	0.5

補問では、どのような差別が残っているかを問いました。「身体・容姿」、「人種・国籍」が5割をこえ、「学力・学歴」、「社会的地位」、「男女」も4割をこえています。

以前に比べ数値が大きく下がったのは次の項目です。「人種・国籍」が60～70%台から今回50%台に、「生まれ」が30～40%台から10%台に、「学力・学歴」が70%台から40%台になっています。

貧困と格差が拡大する中であって、「経済」をあげた生徒が22.2%しかないことなどについて、今後の議論と分析が待たれるところです。

Q9 補問：(「まだまだひどく残っている」「まだいくらか残っている」と答えた 9,616 人に)どのような差別が残っていると思いますか。  
 <複数選択可> ※分母 9,616 人

人種・国籍	52.1	5,006 人
思想・信条	17.2	1,655 人
男女	41.3	3,976 人
社会的地位	43.5	4,184 人
生まれたところ	18.3	1,762 人
身体・容姿	57.5	5,530 人
学力・学歴	45.7	4,397 人
経済	22.2	2,137 人
その他	2.3	218 人
無回答	3.8	366 人

## 6 高校生の6割が将来の生活に不安がある

第25条の生存権に関しては、「健康で文化的な生活」をする上で将来への不安があるかどうかをたずねました。21.1%が「ない」と回答していますが、「ややある」が46.6%、「大いにある」が16.7%で、あわせると6割以上が将来の生活に不安をもっていることが分かりました。

Q10:健康で文化的な最低限度の生活をする上で将来に不安がありますか。

不安はない	21.1	2,590 人
やや不安がある	46.6	5,725 人
大いに不安がある	16.7	2,055 人
わからない	15.0	1,840 人
無回答	0.6	76 人

補問では、「卒業後の進路」に対して55.6%の生徒が何らかの不安を感じていると答えています。その次に多いのが「環境問題」でした。「戦争」が24.0%であることが気になります。環境への戦争や軍備がもたらす影響などをともに考えていく必要があります。

Q10 補問(「やや不安がある」「大いに不安がある」と答えた人に)何に対して不安を感じていますか。  
 <複数選択可> ※分母 7,780 人

経済力	20.2	1,571 人
環境問題	41.6	3,239 人
自分の健康	20.8	1,618 人
家族の健康	21.9	1,701 人
卒業後の進路	55.6	4,327 人
戦争	24.0	1,865 人
その他	9.2	712 人
無回答	5.3	413 人

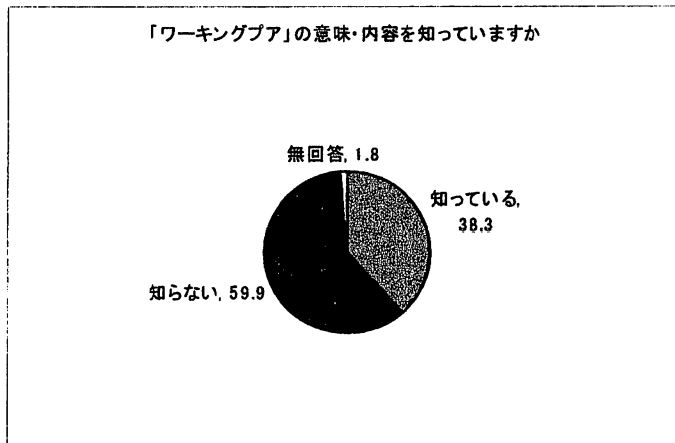


Q11 では、今回初めて、ワーキングプアについてたずねました。第 25 条は、すべての国民に生涯にわたって「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しています。ワーキングプアは、第 27 条の勤労権とも密接な関係がありますが、第 25 条の生存権に関連付けてたずねることにしました。

調査結果は、「知っている」が約 4 割、「知らない」が約 6 割でした。単にワーキングプアという言葉を知っているというだけでなく、「意味・内容を知っていますか」とたずねた結果です。

「知っている」は、1 年で 29.5%，2 年で 36.6%，3 年で 48.0% であり、学年を追うごとに社会への関心が高まっている傾向がうかがえます。今回の調査では、学年で優位差があった回答は、この「ワーキングプア」に対する回答と 18 歳選挙権・国民投票に関するものです。

Q11『ワーキングプア』の意味・内容を知っていますか。		
知っている	38.3	4,701 人
知らない	59.9	7,360 人
無回答	1.8	225 人



補問では、「知っている」と回答した人に、ワーキングプアの現状をどう思うか、たずねました。

「本人の自己責任」と考える生徒は、13.3%にとどまっています。「ワーキングプア」を知らないと答えた生徒についても補問をもうけてさらに深くたずねていく必要がありますが、今回は実施できませんでした。

ちなみに、補問の「ふつうに働けば人間らしい生活ができるような収入を保障すべき」が働くことができる人を、「誰でも『健康で文化的な最低限度の生活』のできる社会にすべき」が働くことができない人も含めてすべての人を想定しています。

Q11 補問：（「知っている」と回答した人のみ） ワーキングプアと呼ばれる人がいる現状をどう思いますか。 ※分母 4,701 人		
誰でも「健康で文化的な最低限度の生活」のできる社会にすべき	23.7	1,116 人
ふつうに働けば人間らしい生活ができるような収入を保障すべき	56.7	2,667 人
本人の自己責任である	13.3	625 人
その他	1.9	89 人
無回答	4.3	204 人

## 7 半数近くの高校生が教育を無償にすべきだと考えている

教育を受ける権利について「保障されている」は、2004年から急増し、その傾向が今回も続き、59.5%となっています。Q8の基本的な権利、Q9の法の下での平等、Q14の働く権利などについて権利が保障されていると回答した割合がいずれも10%台であることに比べると59.5%は突出しています。2004年から数字が大きく動いていますが、これは、設問から「すべての人に」という言葉を削除したことなどが影響していると考えられます。

2008年度は、入学金・授業料などをめぐる問題が続出しました。「あまり保障されていない」が5.4ポイント増えています。

補問では、保障されていない理由をたずねました。64.0%が「体罰・校則・いじめ」をあげ、その次に約半数が「学費」をあげています。

Q13は、今回、初めての設問です。

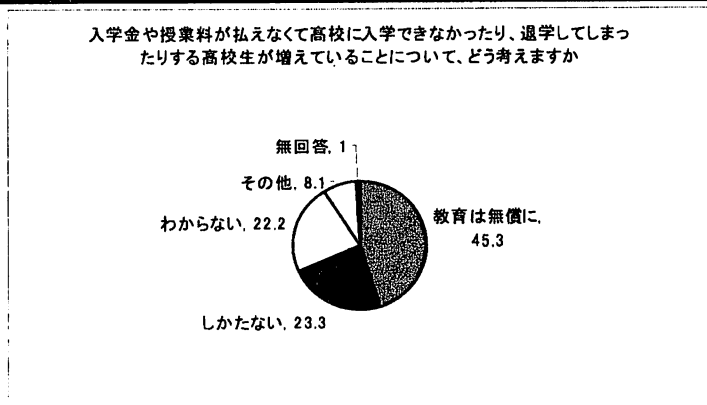
半分近くの45.3%の高校生が「教育を無償にすべき」だと考えています。また、「その他」の記述意見の中にも「もっと授業料を安くする」「高校まで義務教育にする」「国が補助金をだすべき」「奨学金制度を充実させるべき」などの記述が多くみられます。

学費が世界一高い日本の現状や、国際人権A規約第13条2項(b)(c)に基づいて授業料無償の動きが国際的に広がっていることなどを生徒に知らせるなど、教育を受ける権利について具体的に考えていくことが課題として浮かび上がっています。

Q12：教育を受ける権利が保障されていると思いますか。 (2004年以降は、「すべての人に」を設問から削除)				
	保障されている	あまり保障されていない	保障されていない	わからない
1977年	21.1	44.2	18.6	16.1
1982年	29.5	38.7	13.8	18.0
1987年	31.1	33.0	10.8	25.1
1992年	27.2	38.5	9.6	24.7
1996年	28.2	35.7	8.8	26.7
2000年	34.5	30.1	11.8	23.0
2004年	60.3	17.9	3.7	17.2
2008年	59.5	23.3	2.8	13.4

Q12 補問：(「あまり保障されていない」「保障されていない」と答えた人に) その理由を次の中から選んでください。 <複数選択可> ※分母 3,208人		
入学試験	17.7	569人
学費	49.7	1,594人
通学距離(手段)	12.1	388人
学科の教育内容	16.6	532人
体罰・校則・いじめ等	64.0	2,053人
その他	4.2	136人
無回答	6.4	204人

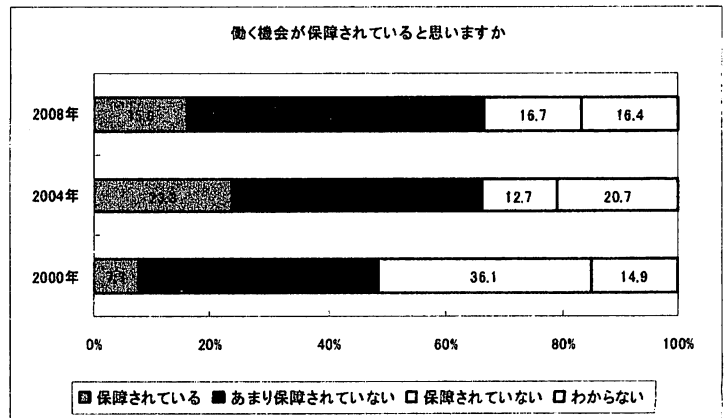
Q13 入学金や授業料が払えなくて高校に入学できなかったり、退学してしまったりする高校生が増えていることについて、どう考えますか。		
教育は無償にして、そのような高校生をなくすべき	45.3	5,567人
しかたないことである	23.3	2,867人
わからない	22.2	2,730人
その他	8.1	996人
無回答	1.0	126人



## 8 高校生は、働く権利が保障されていないと感じ取っている

2008 年末から 2009 年初めにかけていわゆる「年越し派遣村」や「就職内定取り消し」などの報道が相次ぎました。この調査はその時期より前に実施していますが、高校生は、働く機会の悪化について感じ取っていることがうかがえます。働く機会について「保障されている」が 2004 年には増加していますが、今回 15.8%に減少し、逆に「あまり保障されていない」「保障されていない」がそれぞれ 7.9 ポイント、3.9 ポイント増えています。

Q14：働く機会が保障されていると思いますか。				
	保障されている	あまり保障されていない	保障されていない	わからない
2000 年	7.7	40.3	36.1	14.9
2004 年	23.3	42.2	12.7	20.7
2008 年	15.8	50.1	16.6	16.4



補問では、「どこに問題があるか」をたずねています。74.5%の生徒が「経済的な景気の問題」だととらえています。それに比べて、国や企業の責任・役割を指摘する意見は 3 割にとどまっています。

Q14 補問：（「あまり保障されていない」「保障されていない」人に）それは、どこに問題があるからだと思いますか。（複数選択可） ※分母 8,198 人		
国の制度上の問題	24.4	2,004 人
企業の果たす責任の問題	30.0	2,458 人
経済的な景気の問題	74.5	6,106 人
本人の能力、意欲がないこと	29.5	2,418 人
その他	2.3	189 人
無回答	5.6	459 人

また、Q15 では近年問題となっている「不安定雇用」についてたずねています。企業の側の論理である「自由競争なのだから現在のままでいい」と回答したのは 19.9%にとどまり、半数近くの 48.4%が「不安定な雇用をなくすべき」と回答しています。「わからない」も 27.2%とかなりの割合になっています。

Q15 不安定雇用をどうするべきだと思いますか		
不安定な雇用をなくすべき	48.4	5,946 人
自由競争なのだから現在のままでいい	19.9	2,451 人
わからない	27.2	3,343 人
その他	3.3	400 人
無回答	1.2	146 人

## 9 高校生は、政治への参加を模索している

Q16 では今の日本の社会に満足しているかどうかをたずねました。「満足している」は 14.6%に過ぎず、「あまり満足していない」と「満足していない」をあわせると7割に達します。

この結果を Q17 の「18 歳選挙権」、Q18 の「国民投票への参加」との関係で考えていく必要があります。

18 歳選挙権については、初回からほぼ同様の設問です。少しずつですが「賛成」が増え、「反対」が減る、つまり政治への参加意識が高まる傾向にありましたが、今回はその傾向とは逆の結果となっています。特に「反対」が前回 2004 年には 21.4%まで下がっているにもかかわらず、今回は前回より 8 ポイント近く増えていることが気になるところです。

Q18 は、新しい設問です。18 歳以上が国民投票への参加についてたずねました。「賛成」が 30.7%で、「反対」23.9%を上回りました。また、「18 歳選挙権」の「賛成」20.4%より約 10 ポイント多い結果です。高校生は、選挙権に比べ、国民投票には前向きであることがうかがえます。

通常、学年がすすむと選挙や国民投票への参加意識が高まると考えられますが、今回の結果は必ずしもそうなっていません。むしろ、18 歳選挙権も国民投票法でも学年別にみると、「賛成」はそれほど変化ありませんが、「反対」は学年がすすむにつれて増え、特に 3 年でどちらも急増しています。どのように考えればよいでしょうか。

Q16 から 18 までの結果みると、7 割を超える高校生が現在の社会に満足していないものの、どうすれば満足する社会に変えることができるのかを模索しているように思われます。このことは、主権者教育を進めるうえで大きな課題を提起しており、今後、分析・検討していく必要があります。

	満足している	あまり満足していない	満足していない	わからない	無回答
	14.6	46.5	23.5	14.5	0.9
	1,790 人	5,715 人	2,885 人	1,780 人	116 人

	賛成	反対	どちらとも いえない	わからない	
1977 年	18.5	43.4	29.6	8.5	
1982 年	17.7	40.6	32.1	9.6	
1987 年	16.8	32.2	37.5	13.5	
1992 年	21.0	30.4	37.4	11.2	
1996 年	20.4	26.1	41.2	11.6	
2000 年	22.8	22.2	39.6	13.9	
2004 年	22.7	21.4	39.1	14.4	
2008 年	20.4	29.6	36.4	12.3	
学 年 別	1 年	20.2	27.0	36.3	14.8
	2 年	20.8	27.5	38.6	12.1
	3 年	20.7	33.1	34.9	10.3

	賛成	反対	どちらとも いえない	わからない	無回答
	30.7	23.9	30.7	12.8	1.9
	3,767 人	2,938 人	3,772 人	1,578 人	231 人

学 年 別		賛成	反対	どちらとも いえない	わから ない
学 年 別	1 年	30.4	21.4	30.2	15.5
	2 年	31.0	22.4	32.1	12.8
	3 年	31.0	27.0	30.0	10.3



## 10 高校生は、平和主義の憲法を変えない方がよいと考えている

日本国憲法は、国民主権、基本的人権、平和主義を3大原則としています。Q19では、それに近いニュアンスで選択肢をもうけて、日本国憲法が果たしてきた戦後の役割をたずねています。半数近くの43.5%が「戦争放棄・平和主義」を選択しています。「あまり役割をはたしていない」が8.1%、「わからない」が24.0%で、あわせると3割を超えており、このことは今後の課題だといえます。

Q20は、今回新しく設けたものです。憲法を変えない意見が、変えるという意見の約2

倍です。憲法を変えないことに「賛成」は、Q1の憲法第9条を「変える方がいい」より、4%あまり高くなっています。

Q20には、「どちらともいえない」という項目があり、単純に比較することはできませんが、このズレを補間の結果から考えてみます。

憲法を変えないことに「賛成」の理由で最も多いのは、55.8%の「環境権、プライバシー権などの新たな権利を加えるため」であり、「自衛隊が武力行使できるようにするため」は14.5%でした。

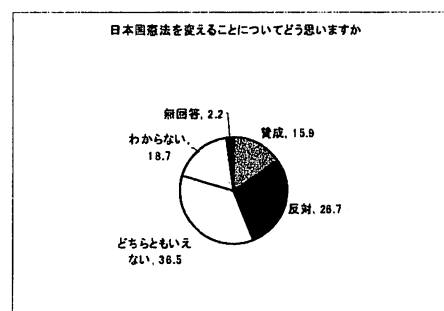
憲法を変えないことに「反対」の理由からは、高校生が、現在の憲法を大事なものと考え、戦争をさけたいと願っていることなどがうかがわれます。

Q19:あなたは、日本国憲法が果たしてきた戦後の役割についてどう思いますか。(複数回答可)

戦前の日本のように、国が戦争等を勝手にできないようにしてきた	34.3	4,218人
国民の人間らしい生活を保障してきた	27.9	3,422人
「戦争放棄・平和主義」の考えを世界に広めた	43.5	5,348人
あまり役割ははたしていない	8.1	991人
わからない	24.0	2,954人
その他	0.9	106人
無回答	2.2	268人

Q20:日本国憲法を変えることについてどう思いますか。

賛成	15.9	1,956人
反対	26.7	3,279人
どちらともいえない	36.5	4,485人
わからない	18.7	2,297人
無回答	2.2	269人



Q20 補間(「賛成」と答えた人)その理由を次の中から選んでください。  
※分母 1,956人

現在の憲法は占領軍に押し付けられたから	25.0	489人
自衛隊が武力行使できるようにするため	14.5	284人
環境権、プライバシー権など新たな権利を加えるため	55.8	1,091人
国民投票をなくすなど、憲法改正のための手続きを簡単にするため	7.8	152人
天皇を元首にするため	3.9	76人
その他	14.2	277人
無回答	9.7	190人

Q20 補間(「反対」と答えた人)その理由を次の中から選んでください。  
※分母 3,279人

現在の憲法はすばらしいものだから	13.0	426人
現在の憲法の内容がまだ十分に実現できていないが、大事なものだから	50.3	1,650人
現在の憲法を変えると、世界の国からの信頼を失うことにつながるから	17.9	588人
憲法の精神を日本人が支持しているから	8.3	271人
現在の憲法を変えると、日本が戦争に巻き込まれる危険にさらされるから	49.1	1,609人
その他	4.1	134人
無回答	9.4	309人

## 1.1 高校生は、平和で安心できる社会にしたいと考えている

Q21 では「21 世紀の日本・世界をどのような社会にしたいと思いますか。10 年後くらいを想像し、思うことを回答欄に自由に書いてください」と記述での回答を求めました。何らかの記述回答があったのは、8,610 人でした。キーワード群によって意見を大別しました。（資料参照）

その結果は以下の通りです。

「戦争、平和、紛争、争い、核戦争など」平和に関するもの 3,319 人  
「雇用、就職、働く、ワーキングプア、景気など」雇用に関するもの 633 人  
「少子化、高齢化、医療、介護、年金など」社会福祉に関するもの 203 人  
「地球、環境、温暖化など」環境に関するもの 707 人  
その他

今回も、前回と同様、「平和」に関するもの最も多い結果となりました。高校生は、平和で安心できる社会にしたいと考えているといえます。次に、「環境」と「雇用」に関するものが多いのが特徴です。

## III 調査のまとめと今後の課題

以上、1 万 2000 名余りの高校生の憲法に対する率直な回答をみてきました。高校生は日本の未来社会を担う主権者です。その高校生が憲法に対してどういう考えをもっているか、どんな未来社会を思い描いているか、きわめて重要です。主権者を育てる高校教育の課題と役割も重要な意味をもっています。

第 1 のポイントは、多くの高校生が憲法に信頼を寄せ、現在も将来も憲法 9 条を軸とした平和な社会を求めているということです。

今回の調査で、憲法 9 条を「変えない方がよい」が、前回の 4 割台から 6 割台に急増したことがそれを象徴しています。「わからない」が前回の 4 割台から今回 2 割台に急減したことも重要です。このことは、高校生が 9 条を身近で具体的な問題として判断するようになったことを示しています。背景には、イラク戦争などメディアを通して戦争をより身近なものと感じるようになってきたことがあるでしょう。また、2005 年 11 月に自民党が改憲案を発表し、2006 年に安倍内閣が歴代内閣で初めて明文改憲を掲げたこと、そうした動きに対して全国で 7000 を超える「九条の会」がつくられ、平和憲法の大切さを訴える運動が市民レベルでも根付いてきたことが大きく影響していると考えられます。

自衛隊については、今回初めて、憲法に「違反しない」と考える生徒が、憲法に「違反する」と考える生徒の割合を上回りました。しかし、「違反しない」と考える生徒も、その多くは、自衛隊に非軍事的な役割を期待しています。また、「どちらでもない」と「わからない」をあわせると半数を超えることも見ておく必要があります。

自衛隊が憲法に違反するかどうかは、国民の間でも大きく意見の分かれる問題です。しかし、現実には自衛隊が海外に派遣され、「戦場」ともいえる場所で公然と活動する事態にいたって、もはや判断をうやむやにできる段階ではありません。まず、大人自身がこの問題をしっかり直視し、戦争の本質や軍隊の果たしてきた役割などを高校生と一っしょに考えていくことが求められています。

第 2 のポイントは、高校生が、憲法にうたわれている基本的人権、法の下での平等、生存権、勤労権などの諸権利が十分保障されていないと考えていることです。

これらの諸権利が十分に尊重・保障されていると回答した高校生は、2 割程度にとどまっています。そして、多くの高校生が憲法にうたわれている諸権利の保障を求めています。

今回の調査では、最近大きな社会問題となっている「ワーキングプア」「高学費」「不安定雇用」などの具体的問題についてたずねました。ワーキングプアについて「知っている」という生徒は4割でしたが、そのうち「本人の自己責任である」と答えた生徒は13.3%です。あとの8割の生徒は、健康で文化的な最低限度の生活を保障したり、ふつうに働けば人間らしい生活ができるような収入を保障したりすること、すなわち生存権や勤労権の保障を求めています。また、半数近くの高校生が「不安定雇用はなくすべき」、「教育を無償にすべき」と答えています。

これらの諸権利について、高校生がさらに具体的に学習をすすめられるようにしていくことが大きな課題です。とりわけ若者の半数以上が非正規雇用におかれている中で、6割の生徒がワーキングプアの意味・内容を知らないと答えている点は大きな課題です。また、働く機会が保障されていないと考える生徒のうち74.5%が「経済的な景気」に問題があるととらえていることも注視すべきです。本来、ワーキング（勤労）とプア（貧困）は結びつくものではありません。1990年代以降、労働者派遣法がつくられるなど、雇用と働くルールが企業にとって都合のいい方向に、逆に言えば労働者に不利な方向に改悪されてきました。「働く機会の保障」を「経済的な景気の問題」と一面的にとらえてしまうのではなく、憲法にもとづいて労働者の雇用と生存権を守るために国に制度を整えさせ、企業に社会的責任を果たすよう求めていく視点が重要です。今日の労働をめぐる問題と憲法を結合させ、働く権利やルールをきちんと学んで、主権者として権利を行使できるようにすることが課題といえます。

第3のポイントは、7割の高校生が今の社会には決して満足はしていないものの、どのように社会参加・政治参加していくべきなのか模索しているということです。

このことは、18歳選挙権に対して「賛成」が約2割、「反対」が約3割、「どちらともいえない」が4割近くという数字にあらわれています。また、18歳で国民投票に参加することに対して「賛成」が「反対」を上回っているとはいえ、約3割にとどまっていることからもうかがうことができます。しかし一方で、高校統廃合や私学助成削減、平和の問題などをめぐって多くの高校生が積極的に意見を表明し、行動に参加している状況も広がっています。子どもの権利条約の観点からも、意見表明権を保障していくことが大切です。

近代憲法は立憲主義を基本とし、主権者である国民の参加を前提にしています。国民一人ひとりの参加意識なしには憲法は意味をなさなくなります。すべての国民が民主主義社会の形成者としての力を社会に巣立つ前に身に付けることが求められています。

以上をふまえ、民主的な社会の一員としての主権者をはぐくむ教育の課題として、次の点を提起します。

- (1) 教科・教科外を問わず、あらゆる教育活動の中で、憲法に接する機会を積極的につくります。高校生をとりまくさまざまな問題を憲法にたずねて考える機会をつくります。
- (2) 長年にわたる平和教育の蓄積をいかし、平和学習を積極的にすすめます。
- (3) 働く権利やルールを具体的に学ぶ労働教育や、基本的人権の意義を学ぶ教育を重視し積極的にすすめます。
- (4) 高校生が学校づくりに積極的に参画する「参加と共同の学校づくり」をすすめます。自主・自治活動を保障するとともに、さまざまな機会に高校生の意見表明を重視し、社会参加をすすめます。

この調査結果をもとに、憲法について、そして私たちがつくっていく社会について大いに議論が展開されることを願っています。

<資料>

Q21「あなたは21世紀の日本・世界をどのような社会にしたいと思いますか。10年後くらいを想像し、思うことを自由に書いてください。」

記述回答人数 8,610人 キーワードをもとにグループ分け。代表的な意見をぬきだしたもの。

**戦争、平和、紛争、争い、核戦争など(3319)**

子供を洗脳して人殺しの道具にするのはやめてほしい。武器で脅しながらする交渉より、お互い納得できる交渉をしてほしい。核抑止論は核兵器を正当化するためにあるとしか思えない。どうせ政治家が戦地に赴くわけではないのだから、戦争はなくなりたいと思う。政治家も兵隊として行くべき。(北海道3年女)

戦争は絶対起きてほしくない。大切な人を失うし、自分の夢をこわしたくない。(北海道障女)

10年後になると自分達も、家族を持ったり、子供がいたりする人も多いと思うので国民全員が今以上に平等で安心して家族と暮らせる会社になってほしい。戦争なんてもってのほか、あってはならない。(秋田3年男)

21世紀の日本は、同じ国民や世界の人々を思いやり、やさしい笑顔のあふれる国であってほしい。戦争や汚職など、汚れたものにとらわれず、環境問題や途上国援助など、人の未来を幸せにするようなことを一生懸命やれる社会にしたい。(秋田2年女)

今年、アメリカで初の黒人大統領が当選したことをきっかけに、だんだん世界中から差別がなくなってゆき、10年後の世界では、人種差別が昔話のようになっていく。また、そのような差別がなくなったため、戦争や紛争も減少してゆく。(秋田3年女)

平和への意識を高め、戦争の無意味さを知ってほしい。人を殺して利益を勝ちとるなんて、原始人の頃から変わっていない。これだけ高度な文明をもちながら、なぜ「戦争」などという原始的な手段を用いていることを恥ずかしいと思わないのか。(秋田3年男)

自分は自衛隊に入りたいのだけど戦争のない平和な世界になればいいと思っている。(福島3年男)

人間は、動物とは違い、言葉を使ってコミュニケーションを取りいろいろな問題を解決できる。自分は10年後、戦争などムダなぎせいを出さず言葉を交わして問題を解決できる世界になっていたら良いと思う。(福島3年男)

戦争はなくなりたいかもしれないが、世界の人々が平和という事を大切に考えていける社会になってほしい。また、全ての国の核の放棄を願うし、ムダな戦いがないようにしてほしい。(福島4年女)

10年後くらいには戦争経験者は今よりも減ってしまうと思うし、戦争のおそろしさを伝える人がいなくなったら、憲法9条を改正してひまいそうどこわい。二度と戦争のない、平和な世界になることを願います。(埼玉1年女)

今の日本は戦争もないし平和だと思う。そんな日本に住む私達だからこそ、世界のさまざまな国の戦争で傷ついた町や人々を助けていくことが、世界を平和にするために必要だと思う。(埼玉2年女)

今の日本は、アメリカによって守られているが、都合よくアメリカに利用されないように、自らも戦力を保有するべき。それでいて、世界は平和を持続し、気持ちで戦争を防ごう!!(埼玉1年男)

まず、戦争は地球全体が放棄するべき。自分たちの意見を通すために他人を殺してまでやる必要はない。その地点で人として終わってる。そんな人たちが強いと受け入れる社会であってはいけない。みんなが生きていけばそれでいい。(埼玉3年女)

一生、日本は戦争を反対して、いつかは世界中の人々が争うことがなくなる平和な世界になってほしい。また、日本・アメリカのようにとても豊かな国がお金がない貧しい国のために、何かするべ

きだと思えます。(山梨1年女)

昔の戦争のことを学校で学び、「戦争はぜったいにしたくない」と強く思ったので、条約を変えることは反対です。私は日本が戦争に負けて本当によかったですと思えます。勝っていたら、まだ戦争がつづいていたかもしれないので、今の平和な日本がうれしいです。(山梨2年女)

いくら戦争が起らなくても、簡単に殺人、自殺が起こる物騒な世に中を改善、真の平和の見直しをし、当たり前のできる社会にしたい。(山梨2年女)  
戦争をしないと決めた第9条を改正するという事は、結局何も守れていないと思う。やっぱり戦争がなきゃ人間は生きられないのだろうか、と世界自体に失望することになる。(横浜定時女)

私たちは戦争を知らないから、本当の戦争のひさんさをしらなくて、憲法を変えたら戦争がまた起きてしまうかもしれない。それは、戦争で苦しんだ人たちの命を無駄にしていると思う。(静岡1年女)

戦争がなくなればいい。差別もなくなればいい。たくさんの人とかかわって楽しく生きれたらいい。戦争はいやだ。日本は負の歴史を教えなさすぎる。もっと教育をちゃんとすべき。(愛知2年女)

戦争が起きない、国が争うことのないような社会。人を無差別に殺したりとかも、今みたいにはできない社会。世界中が協力し合ってほしいです。(愛知1年女)

世界中で戦争に使うお金の10分の1を子供の教育に当てると、世界中で学校に行けていない子供が全て学校に行くことができる。戦いではなくもっと近い未来を考えて欲しいです。(愛知2年女)

国際問題を武力で解決するのではなく、議論で解決、核の廃絶、戦争や紛争とは無縁の世界が理想、日本は護憲し、世界のリーダーになってほしい。(愛知3年男)

戦争を失くすことは、いくら頑張っても無理だと思う。でも、戦争での辛い経験を世界中の人たちに知ってもらおう活動を個人などではなく、国を挙

げてやっていくべきだと思う。それが今の私たちに出来る唯一の事だと思う。(愛知3年女)

日本はアメリカに守られているだけの弱っちい国ではなくて、自分で平和を主張できる世界で一番平和な国になってほしい?絶対戦争なんかしたくない。(滋賀1年女)

「戦争からは、何も生まれない。」その言葉をテレビで聞いた事があり、僕もそう思った。だから、憲法の中でも、第9条だけは、変えてはいけないと思う。いつまでも平和な日本と世界を築くためにも。(大阪?年男)

憲法を変える必要はない!これから戦争を経験した人たちが1人もいなくなってしまうので、ずっと戦争の恐しさや悲惨さを伝えていかないといけない。そのためにも憲法は変えず、戦争は絶対しない!自衛隊は防衛のみというのを徹底すべき! III^!(岡山3年女)

日本は世界で唯一の被爆国なのであの惨劇を繰り返さないために、「非核三原則」または「憲法第9条」を世界に奨励し恒々平和の時代が訪れるような社会になってほしい。(山口3年男)

現在から10年後、20年後、いつになっても決して戦争はしないでほしい。戦争で解決するものは何もない。人殺しもない、皆が支えあっているような環境のなかで、学生がもっと経済、社会について目を向け、積極的に参加するような意欲のある社会であってほしい。(佐賀3年女)

日本国憲法第9条や非核三原則の精神が世界に認められ、世界的な反戦、反核ムードが高まり、戦争や内戦、核兵器が無くなり、真の世界平和を實現してほしいです。(長崎3年男)

日本は、「戦争放棄・平和主義」について成功していると思うから、自衛隊などの問題を解決して、世界のお手本になる国になればいいと思う。(長崎?年女)

なるべく格差がなく、日本やその他の先進国だけが裕福なのではなく、世界全体の人々が最低限度の生活ができるようにしたい。また、世界中の戦

争, 紛争, 核兵器の保持が一つもなくなるようにしたい。世界中のきれいな風景なども残したい。(青森1年女)

### 雇用, 就職, 働く, ワーキングプア, 景気など(633)

今, 日本はとても不景気で, 私たちなど就職をするのに大変すぎる。将来, 不安が多すぎる!(青森1年女)

安定した経済状況でしっかりした雇用制度が整っていて, 子供や高齢者はもちろん国民が安全に暮らせていける社会。(秋田3年女)

まず子供が豊かに育つ国, 女性が楽しく愛を持って暮らせる国は良い国だと思う。雇用などの面で, 働きやすく, 制度や給料が安定している企業になるよう, 企業も改革を起こすべき。また, 税金が高くても, 医療費や学費に多く補償が出るようにしてほしい。(秋田4年女)

いなかでも就職率100%近くにしてほしい。(秋田2年女)

皆に働く場所があり, 出来る(賢く考えれる)人間がその企業のトップに立ち責任のある社会にし, 子供達に十分な教育を受けさせ, 立派な社会人に育ててほしい。(秋田2年男)

今, 日本はとても就職することがむずかしくなっていて, 十分な生活ができない人たちもたくさんいる。これから, わたしたちも就職する。その時のことがとても不安だから, もっと皆ちゃんと働ける社会になってほしいと思う。(埼玉3年女)

働く気があっても, 職場がないのでどうしようもないことだと思う。それを若物のせいにはしていないと思う。(埼玉1年女)

雇用もついて, 派遣を廃止したらよいし, 国が労働条件を改善しなければ, 経済は伸びないと思う。(長野1年男)

格差社会を少しでもなくしていきたい。そのためにも, 雇用基準を考え直してみたり, ワーキング

プアの人たちをどのように職に就かせるよう努力するかを考えてほしい。(愛知1年男)

経済的な理由で高校や大学へ進学できない人を援助したり雇用制度を充実させる。(愛知3年男)

今の日本は, 経済が不安定で正直, 将来ちゃんと就職できても, いつやめさせられるかなどの不安がすごく大きいです。10年後, 私が大人になっている時, 日本の経済は今よりももっと不安定な状態が続いているという想像ができて, 心配です。(愛知1年女)

若者に仕事を与え, 不安定な雇用をなくしないと少子高齢社会も解決しない。お金に余裕がないと, お金がないと子どももつもらない。結婚もしないし, できないと思う。(京都3年男)

みんながちゃんと就職できたり安定した国にして欲しいし, 今世界でおこなわれている戦いを早くおわらし, 貧富の差なく平和に暮らしたい。(京都2年女)

もっとこの不景気を良くして行って, ワーキングプアなどが減っていけばいいと思う。けど, 少子化が進んでいるから僕たちが社会に出たとき, 年金で, 上の世代を支えていくことができるだろうか……。 (大阪?年男)

経済的面で安定を目指し, ワーキングプアなどの貧困層などの類をなくして, 全ての人がみな第25条のような生活ができるようになってほしい。(兵庫1年男)

学歴重視の雇用を軽くするべきだと思う。いくら勉強が出来るからと言っても仕事が出来ない人が増えているから。(資格などは例外)(岡山1年男)

景気がよくなり, 若い人たちだけでなく, 中年の方や働く人も夢を持って生活できる日本になればと思います。世界中の人が助け合って生きていくことが1番の理想だと思います。(高知3年女)

一生懸命働けば, 確実に安定した生活を得られる社会にし, 子どもたちの勉強や働くことへの意欲を昇上することへつながるようにする。(佐賀2年

女)

人が毎日安心して働いたり、育児ができたりする社会にしたい。そのために、きちんとした雇用や収入の安定や、平穏な環境が不可欠なので、そこをどうしか今の社会でつくりあげていってほしい。一生懸命働いていれば、こまらない社会にしてほしい。(佐賀1年女)

### 少子化、高齢化、医療、介護、年金など(203)

納めた税金が無駄なく国民のために使われて、年金制度や医療制度などがしっかりしていて、安心して暮らせる社会。思いやり予算とかが無くなって、アメリカと対等な地位で暮らせるようになってほしい。(秋田2年男)

もう少し社会保障制度を整えてほしい。年金問題など、きちんと解決すべき問題がたくさんある。日本の三流政治のせいで、消費税が上がったり、老後の不安が増える一方だ。(福島2年女)

年金の未払いやニートの多さなどいま抱えている問題を国民全体で真剣に考え問題のない社会にしたい。(群馬3年男)

環境問題や年金問題や消費税引き上げなどもう少し国民の目線になって考えてもらいたい。(埼玉?年女)

これからの高齢化にむけて福祉のたいぐうなどをよくして福祉さんの人数を増やすべきだと思う。(埼玉2年男)

10年後ではまだ、現在問題になっている医療や年金などの問題が改善されてないと思う。日本・世界的には戦争は絶対に廃止し、発展国・途中国の誰でも充実した医療を受けることが可能な体制になっていると良いと思います。(埼玉3年男)

医療機関を整えてほしい。たらいまわしは嫌だ。環境問題は世界の問題だと思う。(埼玉3年女)

医療制度や、年金問題を解決して欲しい、親にも安心した老後を送ってほしい。(新潟2年女)

まず現状。雇用に対してあまり納得いかない。年金の件についてももしっかり管理すべき、首相ももっとしっかりした人になってもらいたい。今の日本じゃ未来は見えないな一つて思う。(神奈川2年女)

あまりにも政治的不安が多すぎると思う。その他も1年すれば辞めてしまう総理大臣(ここ3年)年金問題、自分たちが大人になればなるほど不安が多くなっていく気がします。(静岡2年女)

年金制度そのものもなくなり不景気に拍車がかかり、職業が1つではなく2つ、3つとなりそうで過労死が増えそうです。(愛知1年男)

ゲームやパソコンでしか、人とコミュニケーションがとれていない所をなくす。少子化をどうにかしなければいけない。(愛知2年女)

お年寄りが増えるので介護などの福祉が充実した社会、また教育を充実して医療を活発にする活動を求めます。税金の使い方が政府は下手です。(地方も)。へんな広告つくってもムダです。みんな捨ててますよ(滋賀1年女)

差別のない、安心な社会の中暮らしていきたい。未来の見えない不安な暗い日々を暮らすのは、絶対嫌!!老後、年金問題をしっかりして欲しいと思った。(京都2年女)

米にへこへこしてばかりの日本のままでは嫌。米軍基地があるのも支援金を出すのもいいけど、限度がある。年金・仕事…生きていくうえでお金は必須なんでしっかり保障してほしい。汚職事件とかのない社会にもしてほしい。(大阪1年女)

今の日本は官僚の汚職事件や年金の問題など日本の国を支える中核部分がしっかりしていない。だから子供も今の日本で夢を持つことができないと思う。そういった問題を一掃することが大事だと思う。(兵庫3年男)

国会議員をリストラさせれば良いと思います。国会で寝ている人が給料が自分達の税金から使われている事が腹立たしいです。後は税金を上げてその代わりに医療、教育費を無料にして欲しいです。ちなみに他の国ではあります。(島根1年男)



年金が貰えなくなるかもだから、コツコツお金をためて行って、ドーンと大きな家を建てたいです。  
(山口3年男)

大学までの授業料がかからないとか産婦人科、小児医療などもっと子どもにお金をかけるべき  
(佐賀3年男)

景気が回復し、少子化対策のために、子どもを何歳まで育てたらお金をあげるなどの対策をとり、少子化をとめてほしい。農業が盛んになり自給自足！  
(青森1年女)

### 地球・環境・温暖化など(707)

21世紀の日本は、同じ国民や世界の人々を思いやり、やさしい笑顔のあふれる国であってほしい。戦争や汚職など、汚れたものにとらわれず、環境問題や途上国援助など、人の未来を幸せにするようなことを一生懸命やれる社会にしたい。  
(秋田2年女)

日本人の物の使い方や、むだ使い、ぜいたくをなくし、貧しい国にもっと援助して、誰もが困らないような社会をつくりたい。地球環境についても、みんな関心をもったほうがよいと思う。  
(福島2年女)

今、一番心配なのは、地球温暖化が進行していることで、とても気にかかります。日本はもっと真剣にこの問題を受け止めて、対策を考えて国全体で実行した方がよいと思います。自分達や子孫、地球のためにも、自分も何かの形で協力できたら、と思います。  
(新潟2年女)

地球温暖化を防ぎ、石油に代わるものが出現している社会  
(岐阜2年男)

環境問題について、国民全員が理解し、改善のために努力する。自分たちだけじゃなくて自分の子供たちのことも考えていける社会がいい。  
(愛知1年男)

まず、環境が心配です。地球がもたなきゃ何もできないので。  
(愛知1年女)

環境問題など、取り組んではいるけれど、今より悪化していると思う。他方で様々な技術が向上することも考えられるが、人の“もの”に対する意識が薄れてしまうのではないかと思う。何でも便利になってしまうと自分でできなくなるため多少の不便はあった方がよい。  
(愛知2年女)

環境問題が心配なので、自分のできる限り、これ以上悪化しないようにしたい。あと、今の大人は見習わず、今自分が思う良い大人になりたい。大人は子供以上にマナー悪いし、子供に何か言える立場ではない。  
(京都2年女)

今後、開発などを一切せず、日本という国が世界遺産にされるぐらい環境についてとりくめばいいと思う。  
(兵庫4年男)

地球温暖化について世界が1つになって考え、改善して欲しいし、戦争もなくなって欲しいし、飢えに苦しむ人達には食料をしきゅうして、色々願うことはたくさんあるけれど、実際そうなるには難しいのかもしれない。  
(島根1年女)

生きている事が楽しく、希望があるものだと思う社会。昭和30年代のような横のつながりがあり、思いやりのある社会。宇宙船地球号という自覚、お金が全てみたいな考え方のない社会。お金中心の社会から解放。真の平和  
(島根2年男)

環境問題についてもっと真剣に考えて、地球温暖化をなんとかくい止めるようにする。環境権の明文化。差別をなくす。人間の1人1人の個性を尊重する。  
(岡山1年男)

とりあえず環境問題によく力を入れてほしい。地球は人間だけのものではないので、生き物みんなが暮らしやすい世界にしたらいいと思う。そして思いやりのある社会になるのではないかと思う。  
(山口3年男)

今のままじゃ、環境が悪くなっていく一方だと思う。戦争を世界からなくすのは、もちろん大事だし、あたり前だけど、それ以上に一人一人が地球の事を考えて行動しないと、いずれ地球が壊れてしまうと思う。  
(香川1年女)





第66回憲法と平和を考えるつどい

# ひらく 憲法9条で未来を拓く

イラクから自衛隊が撤退したのもつかの間、ソマリア沖の海賊対策を名目にした自衛隊派兵や派兵恒久法の策定、米軍再編にともなう負担増と日米同盟の強化など憲法9条破壊の動きは絶えません。憲法9条を守ることで拓ける未来を展望します。

お話しする方：**小澤 隆一 さん**  
おざわ りゅういち

講師のプロフィール：

東京慈恵医科大学教授 1959年生れ、静岡大学助教授・教授を経て2006年から現職 著書に『はじめて学ぶ日本国憲法』（大月書店）、『クローズアップ憲法』（法律文化社）など

**と き：2009年5月3日（日）10時00分～12時00分**

**と ころ：宮崎市中央公民館 3階大研修室**

**講 師：小澤 隆一 先生**

**主 催：日本科学者会議宮崎支部及び宮崎民主法律家協会**

**協 賛：憲法と平和を守る宮崎県連絡会**

◎どなたでも参加できます。なお、資料代として500円いただきます。

問い合わせ先：宮崎中央法律事務所内 Tel:0985-24-8820

注意！：中央公民館の駐車場は現在工事中で臨時駐車場が使えますが、収容台数に限りがあります。なるべく、自家用車以外の交通手段でお越し下さい。お車の場合、臨時駐車場、県体育館駐車場、または周辺の有料駐車場をご利用下さい。駐車場さがしに手間がかかることもあるので、早めにおいで下さい。

◎ **ピースウォークのご案内**：講演終了後、「みやざき九条の会主催」によるピースウォーク(12:30～13:30、宮崎駅西口—高千穂通り—山形屋交差点—若草通り—宮崎駅)が予定されています。こちらも、ふるってご参加をお願いします。

○ 裏面に周辺駐車場の略図



## 第66回憲法と平和を考えるつどい

# 参加者アンケートのまとめ

開催日：2009年5月03日

テーマ：「憲法九条で未来を拓く」

講師：小澤隆一氏（東京慈恵医科大学教授）



## ○ 講演の感想

- ゆったりとした講演でよかった。内容も理解できた。財界がめざしている社会をもっと掘り下げてほしかった。(男71歳)
- 今日当面する課題について、具体的かつ明解に答えた講演で、質問にも的確に答え、大変有意義なものだった。(男75歳)
- 5/3に久々に講演を聞いて、年に一度は憲法について考えなくてはいけないと感じました。8月6日、9日、15日などにも、もっともっこのような催しをお願いします。(女50代)
- わかりやすい話でよかったです。(男55歳)
- 憲法の成立過程を当時の国内外の政治社会状況に沿っての解説は分かりやすく、また九条がその他の権利状況の基礎となっているとの指摘は重要だと思った(男68歳)
- とても勉強になった。とくに南北戦争の話は知らないことだった。(男、55歳)
- 憲法九条の歴史的価値について再認識しました。〈戦争〉の本質その残酷さを改めて学習しました。(男75歳)
- 資料の適正な掘り起こしによる世界的視野からの歴史把握の重要性をきちんとおさえたもので、目をひらかれた。(男78歳)
- 資料もまとまっており、自分でもこれにもとづいて話しが他人にできそうです(男66歳)
- 憲法九条が出来た当時の背景をしっかりと知ることができた。話しもゆっくりでわかりやすかった。
- わかりやすく、今後の話し合いに役立つ。9条だけでなく、憲法の各条文にも目を通す必要性を感じた(男73歳)
- とても具体的でわかりやすかった。(男65歳)
- 憲法九条が21世紀の平和を実現させるために大きな存在価値があることがとてもわかりやすく話されよく理解できた。私たちの地道な努力の必要性を痛感しました。ありがとうございました(女66歳)
- 大変感動的でわかりやすかった(男29歳)
- 講師の方の落ち着いた語り方に好感。アメリカ南北戦争についての話しは興味深かった。(男65歳)
- アメリカの歴史の流れがよくわかった。日本の終戦の流れもわかった。(女57歳)
- 憲法9条の平和を基礎とする目標がしっかりわかるお話でよかった。(男75歳)
- 資料に沿ってていねいにお話しいただいたので、とてもわかりやすくよく理解できました。九条をめぐるお話は何度も聞いていますが、全く初めての切り口でとても新鮮でした。アメリカの戦争への総括など知らなかったもので、よくぞ知らせてくださったと思います(女58歳)
- 抽象的平和論に流れるのではなく、歴史上の具体的事例をもとに、一定の観点から整理され、説得力のある素晴らしい講演でした。(男71歳)
- レジメにそった「ていねい」なお話で、よく理解できました(男74歳)
- 名古屋高裁判決の意義を一度学習しましたが、広く流動する歴史と絡んで学ぶことができ理解が深まった。日常の小さな集まりで学び、時々大きな集会で話しを効くことが有意義と思います。広くポイントを抑えたお話で満足です。(女68歳)
- 戦中の日本の動向と9条とのかかわり、ソ連と千島列島のことなどがわかりやすかった。(女33歳)
- 憲法の各条文を生活に引き寄せ、一人一人の血肉にしていくことがとても重要だと実感しました。(女72歳)
- 平和的生存権を支える力を広げる必要を痛感。憲法97条、99条についても具体的実践行動の必要性を教わった。(男71歳)
- 歴史的背景では初めて聞くところがいくつもありました。最近少し動きが活発になり出した自

公改憲派の動きについて、お話を聞きたいと思いました。(男66歳)

- 「1945年」のあの忌まわしい残虐非道な敗戦末期の状況をつぶさに知ることが出来、誠に有意義な講演でした。好企画に感謝します。心を新たに「改憲阻止」と「9条擁護」に邁進すべきです。(男69歳)
- 最後に意見や質問が今回たくさん出されたのがよかった。(男70歳)
- 資料に沿った話しでとてもわかりやすかった。あらためて憲法9条によって私たちの生活が守られていることを感じました。世界の宝、日本人の誇りですね。小さな行動を積み重ねて行きたいと思います。

## ○資料集について

- 各地の9条の会（県内）を紹介したページをつけては？連帯が広がるため有効と思います。
- 高校生のアンケートはとてもよいものだと思う。この説明会を開いてほしい。
- 毎回充実した資料で貴重な記録として保存しております。まさに時代の証言集です。
- なるべく入手しにくいものを集めてください。活動にいかすために。
- 高校生のアンケートも新田原基地のこともよかった。
- 高校生1万人の憲法意識調査はこれからの運動に活用できる資料と思います。
- 他府県の護憲運動の進んだ取り組み、教訓も紹介してほしい。

## ○ 今後の企画についての希望

- 自衛隊や米軍の基地をなくした後の日本経済
- 原爆や沖縄のこと
- 憲法と教育・文化の反動化の話
- 「平和のうちに生きる権利」をひろく学習できるもの
- 九条2項の問題を憲法制定時から、長沼判決、イラク違憲判決など関連と統治行為論の問題を含めたもの
- 世界の軍事体制と自衛隊との比較など具体的な数値を聞きたい
- 新田原の米軍基地化に反対することもいれてください。
- 小中高大学、それぞれの教育現場における憲法学習の実際について、また子ども、生徒、学生の意識などを取り上げてほしい。高橋哲哉氏（東大教授、哲学者）の話しを聞いてみたい。
- 2月11日と5月3日はいつもこうして憲法を考えるよい機会だと思い参加しています。新しい切り口での憲法のはなし、9条だけでなく25条など他の条項のテーマなども取り上げてほしい。
- 竹島問題、尖閣列島、東シナ海ガス田開発問題などこれらの問題が九条を脅かしています。領土問題について一定の見解を持つことが出来れば説得力が出てくると思う。
- 九条の空洞化となしにくくしにしやすい無責任構造としての日本の政治構造について
- 憲法九条改正の違憲を持つ人との対話をどうすすめるか。
- 日本国憲法を守り抜き、日米安保破棄を実現する力が得られるような方向性と活動について
- 国の赤字を消費税増税で補おうとする政府の言い分を反論するようなテーマ。

